

(別紙) 社内ベンチャー創出支援事業企画運営業務公募型プロポーザル方式審査基準

審査項目		審査基準・観点	配点
	内容		
業務遂行能力	1	趣旨・目的の理解に関すること	10
	2	実施体制等に関すること	5
企画提案内容	3	【業務実施体制】 当事業全体を遂行するための十分な資質を持った人員が確保される等、適切な実施体制となっているか	5
		【過去の実績】 過去の新規事業創出支援プログラムの提供実績は、質・量ともに十分か。効果的な実施に必要な知識やノウハウがあるか	5
	4	【募集方法】 対象となる多くの県内中小企業から応募があるよう、効果的な募集・周知方法であるか	5
		【選定方法】 本事業による支援に適した県内企業を選定可能な実施体制となっているか	5
		県内中小企業が新規事業に取り組むにあたり学ぶべき内容となっているか	15
		県内中小企業が新規事業創出への意欲を高める工夫があるか	15
5	中小企業の新規事業創出にあたって適切なアドバイスを行うことのできる人員がいるか	10	
	新規事業に取り組み継続する意欲を向上するため、参加者同士等の交流を促す工夫があるか	10	
5	事業全体の管理・運営	10	
経費見積	6	金額・費用の積算	10
評価点合計			100

- ※ 審査する審査委員の合計点を集計し、最高点の者を最優秀提案者として選定する。また、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。ただし、総得点が一定基準(満点(100点×評価する審査委員数。以下同様)の6割)に達しない場合は、最優秀提案者及び順位付けの対象としない。
- ※ 総得点が一定基準(満点の6割)に達した上で、同点で複数の最高得点者が出た場合は、「企画提案内容－業務遂行能力－経費見積」の順で点数の高い者を最優秀提案者とする。
なお、「企画提案内容－業務遂行能力－経費見積」の点数がそれぞれ同点の場合、くじで順位を決定する。
この場合において、当該者がくじ引きを欠席した時又はくじを引かないとき、入札事務に関係のない本県職員がその者に代わってくじを引くものとする。
- ※ 提案書の提出期限までに受理者の数が2者に達しない場合は、募集内容又は発注方法を見直し、再公告するものとする。ただし、地域創造部においてやむを得ないと判断されるとき、かつ当該事業者が参加資格要件を満たしているときは審議を継続することとする。この場合において、全ての評価項目について各委員の評価の合計点が満点の6割以上の場合、当該事業者を受託業者として選定する。
- ※ 選定審査会において記載がないと判断された項目については評価点なしとする。